

# 登録申請の年度末集中の分散対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請が増加する年度末繁忙期間に来庁される方を分散し、待ち時間の短縮を図るため、下記の取扱いを行うこととなりましたのでお知らせします。

## 記

①②③の申請について条件に一致する場合には4月1日以降に登録手続きをした場合であっても、3月中に①②③の事由が発生したことを前提に自動車税種別割※の課税処理が行われます。なお、自動車税についての詳細は県税事務所にお問い合わせください。

※令和3年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割に限る

### ①永久抹消登録

※解体報告記録日が令和3年3月17日～31日のもので、  
解体報告記録日から15日以内に登録をした場合

### ②移転登録＋一時抹消登録

※譲渡年月日が令和3年3月17日～31日のもので、  
譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

### ③移転登録＋輸出抹消仮登録

※譲渡年月日が令和3年3月17日～31日のもので、  
譲渡年月日から15日以内に登録をした場合

①～③に該当しない申請（一時抹消登録、変更登録＋一時抹消登録など）及び二輪車はこれまで通りの取扱いとなります。

## 事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和3年3月17日 のとき	令和3年4月1日 (木) までに登録
令和3年3月18日 のとき	令和3年4月2日 (金) までに登録
令和3年3月19日 のとき	<b>令和3年4月5日 (月)</b> までに登録
令和3年3月20日 のとき	<b>令和3年4月5日 (月)</b> までに登録
令和3年3月21日 のとき	令和3年4月5日 (月) までに登録
令和3年3月22日 のとき	令和3年4月6日 (火) までに登録
令和3年3月23日 のとき	令和3年4月7日 (水) までに登録
令和3年3月24日 のとき	令和3年4月8日 (木) までに登録
令和3年3月25日 のとき	令和3年4月9日 (金) までに登録
令和3年3月26日 のとき	<b>令和3年4月12日 (月)</b> までに登録
令和3年3月27日 のとき	<b>令和3年4月12日 (月)</b> までに登録
令和3年3月28日 のとき	令和3年4月12日 (月) までに登録
令和3年3月29日 のとき	令和3年4月13日 (火) までに登録
令和3年3月30日 のとき	令和3年4月14日 (水) までに登録
令和3年3月31日 のとき	令和3年4月15日 (木) までに登録